

地域企業感染症対策施設等支援補助金

Q & A

※ 補助金には各種の手続や制限があります ※

- 本事業は、県内の中小企業者が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の持続性に対するダメージの防止・軽減を図ることを目的として、措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(例)

- ・ 補助事業計画や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
 - ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
 - ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄することをいいます。）。
- この資料は、7月20日時点でご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。



地域企業感染症対策施設等支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部経営支援課

1 地域企業感染症対策施設等支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

- （答） ○ 県内の中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助することで、地域経済の持続性の強化を図ることを目的とするものです。
- この補助金の交付を受けるためには、早期の感染予防に向けての具体的な取組について「補助事業計画」を策定し、感染拡大防止に係る補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 「補助事業計画」との関係が認められない費用については、補助金の交付申請はできません。

（問 1-2） 感染拡大防止対策とは何ですか。

- （答） ○ 新しい生活様式や業種別ガイドラインを踏まえ、業種ごとに講ずべき感染予防策を意味します。

（問 1-3） 「補助事業計画」には何を記載すべきですか。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、どの様な取組をするのか。また、そうした取組を実施することにより、自社におけるサービス・生産等の回復等への様な事業効果が得られるのかをご記載いただくこととなります。

（問 1-4） 「とちまる安心認証制度」の認証基準を満たすための感染症対策の取り組みは、全て補助対象となりますか。また、「補助事業計画」に基づき事業を実施すれば必ず認証されますか。

- （答） ○ 「とちまる安心認証制度」の認証基準に限らず、感染症対策のために実施する取組みのうち、公募要領等に定める経費が対象となります（問 3-1 参照）。
- ※ 本補助金の交付決定は、とちまる安心認証制度の認証基準を満たすことを保証するものではありませんので、認証制度の対象となる飲食店においては、今回申請する事業内容が認証基準を満たすか等をご自身で確認の上、申請を行ってください。なお、認証制度の不明な点については、とちまる安心認証事務局（028-341-9715）宛てお問い合わせください。

（問 1-5） 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

- （答） ○ 令和3（2021）年4月1日以降に発生（見積・発注）した経費に係る事業である場合に補助対象となります。
- ただし、書類、写真、チラシやホームページ等により、経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りです。

(問 1-6) 申請の時点で店舗等の事業を開始していませんが、補助対象となりますか。

(答) ○ 令和3(2021)年12月17日までに、事業を開始した店舗等は補助対象となります。

なお、その場合は、写真、チラシ、ホームページ等により店舗等の事業を開始したことを証明していただく必要があります。

(問 1-7) 申請書類の郵送や持参により申請をすることは可能ですか。

(答) ○ 本補助金の申請手続きは、インターネットからのオンライン申請のみとなっておりますので、補助金総合サイトから申請をお願いします。申請が難しい場合には、オンラインでの相談や会場での申請サポートを行います。詳細は補助金総合サイトをご確認いただくか、補助金事務局(TEL:028-612-8950)へお問い合わせください。

また、申請には事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要となりますので、補助金申請の前に、取得をお願いします。詳細はGビズID事務局(TEL:0570-023-797)へお問い合わせください。

(問 1-8) 補助金申請の、「通常手続」と「一括手続」の違いは何ですか。

(答) ○ 通常手続は、補助対象設備等をこれから購入等する場合や、改装工事は済んでいるが換気設備の設置はこれから行うなど、一部未購入の設備等について申請する場合が該当します。

○ 一括手続は、令和3(2021)年4月1日以降に発生(見積・発注)した経費で、支払い等が全て完了した設備等について、完了報告まで一括で申請する場合が該当します。

(問 1-9) 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。

(答) ○ 補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| ①「補助事業計画」の作成 | (事業者) |
| ②補助事業計画申請、補助金交付申請
(※オンライン申請のみ) | (事業者 → 事務局 → 県) |
| ③採択通知、交付決定通知 | (県 → 事業者) |
| ④補助事業の実施 | (事業者) |
| ⑤補助事業の完了(支払含む) | (事業者) |
| ⑥実績報告書の送信
(※オンライン申請のみ) | (事業者 → 事務局 → 県) |
| ⑦完了検査 | (事務局 → 事業者) |
| ⑧補助金の額の確定通知 | (県 → 事業者) |
| ⑨補助金請求書の郵送 | (事業者 → 事務局 → 県) |
| ⑩補助金の支払 | (県 → 事業者) |

- 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

（問 1-10）経費の支払方法について、現金での支払いも補助対象となりますか。

- （答）○ 経費の支払方法は、口座振込が原則となります。
 また、小切手、手形、相殺、10万円超（税抜）の現金支払は補助対象となりません。

2 補助対象事業者

（問 2-1）補助対象事業者の要件を教えてください。

- （答）○ 栃木県内に所在する中小企業者であり、商工会法第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号に該当する者が対象となります。ただし、みなし大企業は除きます（※宿泊事業者の皆様は「宿泊事業者感染症対策支援補助金」をご活用ください）。

「栃木県内に所在する」とは・・・？

補助対象設備等を設置する店舗等が、栃木県内にあることを意味します。

（例1）会社の場合

- 【登録簿上の所在地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外
- 【登録簿上の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象
- 【本社の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

（例2）個人事業者の場合

- 【住民票の住所地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外
- 【住民票の住所地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

「中小企業者」とは・・・？

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下

商工法に規定する「商工業者」とは・・・？

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）
- ・ 令和3年12月18日時点で創業を行っていない者

「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社となります。

「みなし大企業」とは・・・？

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

（問 2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

（問 2-3）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象者となりますか。

（答）○ 補助対象者には該当しません。

（問 2-4）「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すればよいですか。

（答）○ 親子関係までを確認します（孫企業までは及ばないものとします。）。

（問 2-5）事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

（答）○ 栃木県内にある店舗等であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対象となります。

（問 2-6）宿泊事業者以外に補助対象者となれない場合の要件は何ですか。

（答）○ 次の方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設の改装等を対象とする場合

○風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部（料理店）は補助対象

○性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

（問 2-7）取引業者や他社の営業員のほかに、一部、一般の消費者が来客する工場等を運営する法人は補助対象者になりますか。

（答）○ 主に不特定多数の一般の消費者が来る店舗等で、来客者向けに行う感染症対策が対象となりますので、工場、事務所、教室等において、訪問者の半数以上が特定できる事業者等（取引業者、他社の営業者、関係者及び会員）である場合には、原則、補助対象となりません。

（問 2-8）飲食店は、補助金の交付申請までに「とちまる安心認証制度」の認証を取得している必要がありますか。

（答）○ 交付申請の時点では、認証未取得でも申請を行うことができますが、実績報告書の提出までに認証を取得し、認証を受けたことが確認できる書類を提出する必要があります。

なお、実績報告書提出までに認証を取得できない場合は、補助金の交付は受けられません。

（問 2-9）以下の補助金の交付決定を受けた事業者でも今回の補助金の申請をすることができますか。

- ①栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）
- ②栃木県地域企業感染症対策支援補助金
- ③第2回地域企業感染症対策支援補助金

（答）○ 今回の補助金は、上記①～③の補助金の交付決定を受けている事業者も申請することができます。

ただし、国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業

(経費)は、補助対象となりません(国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の、営業全般に対する継続支援は除きます。)

※ なお、本補助金には、一事業者一回のみ交付申請をすることができます。

(問 2-10) 市町の施設を維持管理する指定管理者は、今回の補助金を利用することができますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用の支払を受けている指定管理者は対象となりません。

3 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容はどうなりますか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のために要する経費で、補助事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

事業	事業区分	補助率	補助金額
施設改装工事	(1) 不特定多数が出入りする((2)以下同じ) 客室等の個室化に必要な改装(隔壁等の設置工事を含む)	2/3 以内	30~300 万円
	(2) 接触機会の低減を目的としたレイアウト変更(来客者の導線改善及び座席の間隔を確保する工事等)		
	(3) テラス席の設置に必要な工事(床、建具工事等) ※不動産の取得となる工事を除く		
空気調和設備・換気設備の設置	(4) 空気調和設備・換気設備の設置 ※単なる老朽化等によるものを除く		30~200 万円

※上記に記載されている経費であっても、内容によっては一部補助対象外となる場合がありますので、公募要領等を十分に確認の上、申請を行ってください。

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

(答) ○ 各事業区分の補助上限額は、上記の表のとおり 200~300 万円です。
1 事業者当たりの補助金額の上限は、500 万円となります。
○ 下限は、30 万円となります。

(問 3-3) 補助率はどうなりますか。

(答) ○ 補助対象となる経費の 2/3 以内です。

(問 3-4) 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

(答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。

また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 3-5) 「不特定多数の来客を対象とした感染症対策」とはどのような対策ですか。

(答) ○ 原則として、飲食業、小売業やサービス業店舗等において、来所者の半数以上が不特定かつ多数の一般消費者（会員等を除く）である場所で、一般消費者向けに行う感染症対策が対象となります。

一方で、取引先、他社の営業者、自社の従業員及び関係者等の特定できる者向けの感染症対策は対象外となります。

【対象となる例】

スーパー等の売場や居酒屋等の客席といった場所で、来客者向けに設置する換気設備

【対象とならない例】

会議室、応接スペース、工場や主に取引業者が来所する事務所等に設置する換気設備

(問 3-6) 公的機関の他の補助と併用できますか。

(答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業（経費）は、補助対象となりません（国の持続化給付金や県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の、営業全般に対する継続支援は除きます。）。

★①共通事項★

(問 3-7) 来客スペースを広げるため、新しく店舗を建てる（不動産を取得する）費用は補助対象となりますか。

(答) ○ 新しく店舗を建てたり、既存の店舗を増築・増床するなど、「不動産の取得」に当たる工事等は対象となりません。

また、感染症対策のため、既存の店舗の改装等に要する経費が対象となりますので、店舗スペース拡充のために、プレハブ等を購入する経費も対象となりません。

(問 3-8) 新たな事業を始めるための個室化やレイアウト変更等は補助対象となりますか。

(答) ○ 飲食店の客室の個室化、接触機会の低減のための導線変更等、主に不特定多数が出入りする店舗等において、感染症対策を目的とした改装等が対象となります。

なお、業態の転換や、老朽化対策を目的とした店舗改装・設備の更新に係る費用は対象となりません。

(問 3-9) レイアウトの変更と、老朽化した設備の更新、椅子の購入を同じ業者をお願いするので、全ての工事等が含まれた見積書でも問題ありませんか。

(答) ○ 原則、補助対象の工事(問 3-1 の表に記載)と、補助対象にならない工事の見積書は分けて取得してください。今回のケースでは、老朽化した設備の更新、備品である椅子の購入は補助対象になりません。

特に、既に実施済みの工事など、やむを得ない事情により補助対象と補助対象外の工事が含まれる見積書の場合は、補助対象経費が明確に分かるようにしてください。

(問 3-10) 工事内容が図面等で分かれば、見積書の内容は「工事一式」となっても問題ありませんか。

(答) ○ 経費内訳(工事内容、単価、諸経費等)が明確でない見積書は根拠資料として採用できませんので、内訳を記載するよう施工業者に依頼してください。

(問 3-11) 換気設備等の設置場所は、全て見積書に記載する必要がありますか。

(答) ○ 見積書への記載は必須ではありませんが、別途提出いただく図面には、全ての工事箇所・設備の設置場所を明記する必要がありますので、申請の際には、見積書と図面で内容確認ができるよう、把握しておいていただくようお願いいたします。

(問 3-12) 申請に添付する図面は、間取りが分かればフリーハンドでも構いませんか。

(答) ○ 申請に添付する図面は、原則、施工業者等に作成(寸法、面積等が付記されたもの)を依頼してください。

また、レイアウト変更を行う場合は、補助事業計画書提出の際に、「レイアウト変更の理由書」作成してください。

★②施設改装工事★

(問 3-13) 店舗内を個室化したり、レイアウトを変更するために、床置きのパーテーション等を購入して設置する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ パーテーション、机、椅子、棚等、汎用性があり移動可能な設備は対象となりません。例外として、壁や床と一体となっており、施設の一部とみなされるものであれば対象となる場合があります。

なお、パーテーションの購入については、「第3回地域企業感染症対策支援補助金」をご活用ください。

(問 3-14) 客席の個室化に当たり、各個室に窓を設ける経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 個室内の換気を行うために必要な窓を設置する経費は補助対象となります。

(問 3-15) 壁紙の張り替えに要する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 単なる壁紙の張り替えは補助対象となりません。個室化や隔壁の設置等、改装に伴い必要となる張り替えは補助対象となります。

(問 3-16) レイアウトの変更をするため、業者に依頼して棚を移動する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 工事を伴わず、単なる設備の移動のみを行う事業は補助対象となりません。

(問 3-17) 接触機会の低減のためのレイアウト変更に伴い、出入口や手洗いを改装する場合、自動ドアや手洗いを自動化する工事は補助対象となりますか。

(答) ○ 接触機会の低減のためのレイアウト変更に伴う、店舗付帯設備の自動化（自動ドア、自動水栓、自動開閉・自動洗浄機能付きトイレ）工事については、感染症対策を目的とした工事として対象となります。この際、給排水管工事や、既存設備の撤去など、自動化工事に必須の経費も補助対象とすることができません。

なお、自動ドアや手洗い等の自動化工事のみを行う事業は対象となりません。

(問 3-18) テラス席の設置に当たり、補助対象とできる設備は何ですか。

(答) ○ ①テラス席に係る区域の工事（ウッドデッキ、タイルデッキ、インターロッキング等の設置、テラス席の区域を区切るための柵等の設置）
②テラス席への移動経路を整備する工事（建具、通路、手すり、柵等の設置）
③オーニングの設置
が対象となります。

(問 3-19) テラス席を設置する位置に制限はありますか。

(答) ○ 位置については、店舗等に隣接したものである必要があります。移動・連絡通路以外のテラス席に係る区域が店舗の建物に隣接する形式としてください。

(問 3-20) テラス席の設置に当たり、レンガなどの材料を購入して、地面の整備を自社で行いましたが、この際材料費は補助対象となりますか。

(答) ○ テラス席の設置に必要な分の材料費に限り補助対象となります。なお、自社で行う改装等の場合、人件費は対象となりません。

(問 3-21) テラス席の設置のため、新たに購入する机や椅子は補助対象となりますか。

(答) ○ 机、椅子、パラソル等の設備・備品は対象となりません。

(問 3-22) 店内からテラス席へ出るため、店舗に出入り口を設ける経費は対象となりますか。

(答) ○ テラス席と隣接する壁にドア等の出入り口を設ける経費は対象となります。

(問 3-23) テラス席の設置に合わせて、可動式のガラスの囲いとオーニング（雨よけ）を付けて、サンルームのようにする工事は補助対象となりますか。

(答) ○ テラスに必要なオーニングの設置工事は補助対象となりますが、ガラス、引き戸等の囲いの設置等や、不動産の取得に該当する工事は補助対象となりません。

(問 3-24) 【7/20 追加】すでにテラス席がある場合に、増設する工事は補助対象となりますか。

(答) ○ テラス席の増設を行う場合は増設部分の工事のみ補助対象となり、既存部分の改修は補助対象となりません。また、既存のテラス席の工事と増設する工事を一体的に行う場合も、増設部分の工事のみ補助対象となります。

★③空気調和設備・換気設備の設置★

(問 3-25) 【7/20 追加】空気調和設備であれば、全て補助対象となりますか。

(答) ○ 補助対象となる空気調和設備は、換気機能が付いたものや窓開け換気を行うため従来の設備から冷・暖房能力を向上させたものになります。

なお、空気清浄機能（除菌、抗ウイルス機能等）付としただけでは補助対象とならず、補助事業計画に前段のような換気による感染症対策に繋がる理由を記載していただく必要があります。

また、老朽化等に伴う設備の更新も補助対象となりません。

審査においては、店舗等の環境や既存設備等の設置状況等を踏まえ、補助対象設備となるかを総合的に判断することになります。

(問 3-26) 【7/20 追加】 補助対象となる空気調和設備の機能に条件はありますか。

(答) ○ 以下の2点のうち、どちらかの条件を満たす必要があります。

①換気による外気の流入に対応し、冷房または暖房で室内の温度管理を行うことができる。

②換気機能がある空気調和設備である。

なお、可搬式の機器（スポットクーラー、ファンヒーター等）は補助対象外です。

(問 3-27) 換気機能付きのエアコンでなくても、補助対象となりますか。

(答) ○ 空気調和設備・換気設備の設置を行う事業の場合、補助事業計画に当該設備の設置が感染症対策に繋がる理由を記載していただき、理由が認められたものが補助対象となりますので、換気機能等の有無のみで判断は行いません。

例) 窓開け換気に合わせて、室温管理のため十分な能力の空調を設置する

(問 3-28) 飲食店で客室を個室化し、各個室に換気設備を設置する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 感染症対策のために設置する換気設備であれば対象となります。

なお、半個室等で十分な換気が出る場合や、排煙対策等のために設置する換気設備は対象となりません。

(問 3-29) 既に設置されている空気調和設備や換気設備を更新する経費は補助対象となりますか。

(答) ○ 単なる設備の更新（老朽化等）に係る費用は対象となりません。ただし、とちまる安心認証の認証基準を満たす換気量を確保するための更新や、レイアウトの変更等に伴い必要と認められるものについては、対象となる場合があります。

なお、市場価格と比較して著しく高価な設備については、補助対象外となる場合があります。

4 補助金の変更交付申請について

【注意事項】

〔原則として、本補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容で実施してください。〕

(問 4-1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が 30%を超える場合
- ② 補助事業に要する事業区分の相互間の変更額が 30%を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

(問 4-2) 交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わっても良いか。

(答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

(問 4-3) 交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。

(答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

5 補助金の実績報告について

(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。

(答) ○ 【通常手続の場合】 全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から 30 日以内、又は提出期限の令和 4 年 1 月 17 日のいずれか早い期日までに提出してください。

【一括手続の場合】 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。

金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。

ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。

なお、補助事業については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。

(答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね1ヶ月以内が目安となります。